

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 3月31日(第6日目) 午前10時15分開議  
午後8時00分散会

2. 出席議員(21名)

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎    | 2番 島 徳 吉              |
| 3番 大 川 正 雄    | 4番 天 久 盛 雄            |
| 5番 宮 城 正 光    | <del>6番 福 福 仁 正</del> |
| 7番 宮 城 仁 政    | 8番 又 吉 正 弘            |
| 9番 宮 里 敏 行    | 10番 比 嘉 守 盛           |
| 11番 安 次 富 盛 信 | 12番 崎 間 正 篤           |
| 13番 棚 原 源 信   | 14番 仲 村 春 信           |
| 15番 山 本 朝 保   | 16番 武 島 行 男           |
| 17番 多 和 田 真 一 | 18番 大 川 昇             |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 雅 仁           |
| 21番 比 嘉 義 定   | 22番 古 波 蔵 清 次郎        |

3. 欠席議員(一名)

4. 議事説明員

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 市 長 崎 岡 健一郎          | 助 役 沢 越 安 一  |
| 収 入 役 呉 屋 好 永        | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫      | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 蔵 信 三    | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商工観光課長 棚 原 盛 真       | 都市課長 新 垣 信 榮 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇      | 消防長 大 城 仁 幸  |
| 固定資産<br>評価室長 武 島 正 孝 |              |

水道部長 仲村春盛      営業課長 奥里符弘  
 会計課長 天久 実      工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男      庶務係長 飯田 毅  
 議事係長 島袋真由      書記 仲村春夫  
 書記 比嘉定治

6. 議事日程(第 6 号)      1972年3月31日(金曜)

日程第 1	(別紙添付)
日程第 2	
日程第 3	
日程第 4	

第9回宜野湾市議会定例会終日議案(第6号)

1972年3月31日 午前10時開議

日程第1 会期の延長について

日程第2 議案第2号 自治会事務所施設について

日程第3 議定...1号 1971年度宜野湾教育区才入才出の算  
認定について(経済民生教育委員長報告)

日程第4 議案第35号 1972年度宜野湾市養老センター  
特別会計補正予算  
(経済民生教育委員長報告)

日程第5 議案第36号 1972年度宜野湾市水道事業会計補正  
予算(建設委員長報告)

日程第6 地財会等逐次補償延期要求について  
(建設委員会)

議 長  
第98回宮野津市議会定例会(第6日目)の  
本会議を開きます。  
(午前10時15分)

議 長  
議事に入りおまゝに皆様方への相談申し  
上げたいことがござりまするや。暫く休憩いた  
します。

議 長  
休憩いたします(午前10時16分)  
再開いたします(午前10時18分)

議 長  
日程第1。会期の延長の件を議題といた  
します。

議 長  
お諮りいたします。本期定例会の会期が  
31日をおよぼすに10日ありますが、議事の都合によ  
り、会期を4月1日から5月15日までの45日間  
延長したいと思ひます。所要議ござります人  
か。

(要議はしきの手が)

議 長  
所要議ござりまするや。お諮りいたします。

議 長

日程第2. 陳情第4号 自治会事務所建設の  
ついての陳情のついては、休憩中に  
お話し申す。総務常任委員会の付託を  
し、お考えを。

尚、審査の方法のついては、休  
息中に審査をいたす。次に本会議  
事の報告を願う。

議 長

休憩 10時19分

再開 10時21分

議 長

日程第3. 認定第1号. 1971年度  
市野津教育基金のついては、上程  
した。

本案のついては、3月23日の本  
会議にお話し申す。経済民生教育  
常任委員会の審査を付託した。審  
査の結果、報告を願う。本報告を  
謝辞を。

議 長

休憩 10時22分

再開 10時24分

議 長

本案のついては、経済民生教育  
常任委員会の報告を願う。

経費削減

認定第1号の案件。経済民生教育常任委員会  
の付託に依りて、検証審議を10-13の款に  
ごさいす。先程事務局の方から議案上げを通  
りごさいす。

認定すべきものと決定は11月10日までの  
理由をいふ事があると言ふことありすが、  
数号的に事あるかといふことありす。内容  
に於いては、尚懸念があることありす。

前年度の決算に於きても、不用額を  
示す。要望も11月10日ありすが、本年度も  
378ドル58セントの繰越金を出し、その中72  
年度に引当つたもの継続は、2,080ドルを  
引当す。莫大の繰越し額が、8,290ドルと  
言ふ莫大の不用額を繰越しに引当すことありす。  
内容に於きても、一応審査はしつたところ

で我々が、大々として学校現場からの要望をい  
ふ。使達の備品並に教科備品等のものである  
程度P.T.A.に引当すといふ。それが、  
言ふことも事情でありし。莫大の不用額  
を出し、どういふか、その理由に於て  
言ふことも委員の先生方、並に現場、校  
長先生を10月10日頃には、話し合  
ひありす。

実際、自身の執行の面に問題があるんじや  
いか、言ふことも、我々昨日校長先生方と  
話し合ひ、お話しした結果、非常に問題  
があるんじやいふことありす。

特に、ある学校に於きても、引当す額  
の方から、751ドル29セントと、言ふ不用額を出し

切りに。予算は候由人、或はP.T.A.の方から  
候、人じやないかと。言う=とも、懸念され、教  
員会の方から、或は予算は候由人、外の方  
に求め、いり傾向もある人じやないかと。言う  
=とも、考えられ、或は、その要に、加え、  
或は、我々の、今回の、やり取り、を、し  
か、し、から、校長先生の、御意見に、お、り、ま、と  
各、節、に、お、り、ま、い、一、派、は、予算の、執行、に、い、あ  
る、節、に、お、り、ま、い、不足、と、言う、場合、に、ま、ど、う、い  
も、委員、会、の、方、が、出、は、く、中、に、ま、い、外、の、方、が、出、  
う、ま、い、に、ま、い、中、に、ま、い、委員、会、の、方、が、お、り、ま、  
い、ま、い、納、得、に、ま、い、中、に、ま、い、中、に、ま、い、  
し、ま、い、以下、の、予算、の、執行、に、お、り、ま、い、は、議  
会、の、議、決、を、得、ま、い、ま、い、執行、者、の、権、限、に、お、り、  
ま、い、ま、い、中、に、ま、い、出、ま、い、ま、い、中、に、ま、い、  
頭、に、お、り、ま、い、今、度、の、予算、の、執行、を、や、ま、い、ま、い、  
た、ま、い、校長、先生、に、内、容、を、お、り、ま、い、内、容、を、  
く、お、り、ま、い、予算、の、要、に、ま、い、或、は、流、用、に、ま、  
い、ま、い、完全、に、執行、す、べ、ま、い、ま、い、中、に、ま、い、  
昨日、校長、先生、に、お、り、ま、い、不、説、に、ま、い、  
か、し、ま、い、中、に、ま、い、決、算、を、お、り、ま、い、  
6、月、の、定、例、会、の、方、に、最後、の、補、正、予算、を、お、り、  
い、ま、い、中、に、ま、い、ま、い、中、に、ま、い、  
始、ま、い、不、同、額、に、ま、い、ま、い、中、に、ま、い、  
か、し、ま、い、中、に、ま、い、不、同、額、を、  
解、ま、い、中、に、ま、い、中、に、ま、い、  
と、中、に、ま、い、中、に、ま、い、  
と、委員、会、の、先生、方、に、お、り、ま、い、  
今後、予算、執行、の、間、に、お、り、ま、い、中、に、ま、い、















議 長

次要議ごさいのせんかつ、質疑を終り、併  
せ、委員の報告を終りらす。  
本報に対する討論を求めらす。

議 長

討論を省略したいと思ひます。次要  
議ごさいのせんか。

(果議は(40分))

議 長

次要議ごさいのせんかつ、討論を省略  
したい。表決に付らす。

議 長

認定第1号、1971年度自治体教育世帯給  
付金認定のついて、表決に付らす。  
委員の報告を聞き、認定第3-4の次要  
議ごさいのせんか。

(果議は(40分))

議 長

次要議ごさいのせんかつ、本報については  
認定第3-4の決定に付らす。

議 長

休憩は(9月(干支10時58分))

議 兵  
再開の日曜日(午前11時11分)

議 兵  
日程第4の変更を11日曜日。日程第4と  
b. 日程第5とを11日。日程第6と4  
の変更を11日曜日。

議 兵  
只今31日日程第4. 委員会報告期限  
別要求のついでに議題を11日曜日。

議 兵  
建設常任委員会に付託中の陳情第3号. 水  
道に関する陳情のついでに. 3月の29日迄に  
審査を終了する期限を2ヶ月に延長する  
が. 同委員会から. 合議規則第43条第2項  
の規定により. 5月15日迄に速期審査の要  
求があること. 同委員会からの要求を27日. 期  
限を延長するに付. 必要議決を要する。

議 兵  
休憩の日曜日(午前11時13分)  
再開の日曜日(午前11時13分)

20 春  
この要求に対して. 日曜日の本管から  
3ヶ月の距離を設けるも. 具体的には資料を提  
出するもの. 4月15日の. 委員会. 5月15日迄に  
5月15日迄に

この悔意の審査の上、出た人だてに被害受ける  
しん成、基本的にいすね。今回陣情のあつた  
この問題、陣情者の所敵という陣情をい  
らばいすね、いすねのつたをいすねといすね。

基本的に根源いすね、いすねから考へた時  
本委員は、陣情者の330名を、むしろ被害的  
な立場に立つた人だて、いすねといすね本委  
員は、いすねといすねいすね。いすねから委員会  
いすねの基本的に態度いすね。

勿論、いすねといすねいすね、いすねといすね  
いすねいすね。いすねといすね、悔意審査の対象  
にすねいすね、いすねは要求の当然いすね  
いすね。いすねといすね、いすねいすねいすねいすね  
いすね。

建設委員会

基本的に考へ方とありすね、いすねいすね  
いすねいすねいすねいすね、いすねいすね資料を今  
要求するいすねいすねいすねいすね。

20番

いすねから資料を提出させ、審査する  
時、いすね、悔意の審査に、いすねといすね思ふいすね  
いすねいすね、いすね要求の当然いすねいすね、いすね  
いすねいすねいすねいすねいすね、いすねいすね  
いすねいすねいすね、いすねいすねいすねいすね  
いすねいすねいすねいすねいすねいすねいすねいすね  
いすねいすねいすねいすねいすねいすねいすねいすね







171  
この様な場合に、新しく設置  
するに当り、よく知らなければ  
ならない。市の水道に相当する私道に於いては  
普通、水道法の場合には、一番生活にかかると  
向題をどうするか、完全に消毒をして、本当  
の真水でも全然病気が入る事は、検査の水でも  
検査は通らざる人々。日本慢性的  
も同じに、推して、日本慢性的の話は、大  
の。3-4年、その類の人々、政府  
が取りかかるといふ。

20 番

1回、答へて下さり、私に市民の方  
達から、この様な陳情は、時々、この米  
類の人々、皆その向題があるから、我々は  
南知し、この様な事を、実際水道部から言われ  
て、この様な事を、聞かざる人々。

水道部

南知し、この様な事を、申して、これ  
は、この類の人々。勿論、説明不足もあるかも知  
りませんが、

20 番

あつた、この様な事、



水道部会

△カ研の関し、普天向水道の方へ、この言  
う方の共同者の説明は、その旨を十分に解  
りやすく。

20 番

参考資料を、議案にも提出さすこと  
を。

農業部会

私一代の神足説明は、その旨を  
の臨時議案へ、いの中、水道の買収の交渉の  
に、その旨を、金額が定まり、予算計上し  
たの旨を、審議して、その旨を、米俵  
水道への充て込みの覚書も、参考資料  
とし、議案と一緒に提出し、可決され、  
議決さすこととする。

20 番

提出さすの議案の中、その旨を、条文が、  
い、その旨を、

農業部会

結局、充て込みの覚書も、

20 番

その旨を、その旨を、



20 番

やりのりやせん。や中いりやゆり需給者  
市民の優先に行為がたを思ひます。

營業課長

我々としては、去つた 11 月 25 日 12 月の  
差別議案をたを思ひます。米須水道の  
有償買収にたの 11 月 25 日 11 日、有償  
買収にもたを言ひ答申を得たがた  
がたにたを、電算の交渉を進め、たを  
の間、特に我々が強調したた、需給者  
たのたの問題、責任をたの切りかたに支  
障がたを、たの米須を強く話し合  
たをた。たのたの電算契約の覚之書  
たのた。電算をたのたのた。

20 番

たのた。一方的に受り入れさせ、責任  
をたのた。肝心のたのた水道行政をたのた。  
たのた平業にたのた。水道行政をたのた  
たのたのた。たのた市民とたのたのたのた  
のたのた。たのたのたのたのた。たのたのた  
のたのたのたのた。

營業課長

結局 色持のたのたのたのたのたのた  
人。







である。しかし、私達が米須水道に手を入れ  
た段階では、既に済んだ。  
だから、時何よりも私達の責任に於いては、  
と云うことは、申し立てられたい。

20 番  
市の水道部にては、

水道部長  
私達が、この水道部の人から、私達の力に  
お世話になった。それ、全然、この水道部  
から、既に契約成立して、今からやり直し  
うて、言う段階であつた。=これは私達の責任に於  
いて、米須水道に手を入れた。何しろ、この水道部  
を勤めた。水を出すと云うことは、=これは私解  
り人欲する。私達も=これは水の生活に直結  
するから、いかにいかにいかにいかにいかに  
いかにいかに云うことは、要請は、おまかせ  
が、おまかせ云うことは、おまかせ人。

20 番  
水道部と米須老人の売買契約の成立して  
おまかせ。=これは履行の期間は、おまかせ。  
2年と3年も履行して、いかにいかに云うことは、

水道部長  
4月1日、この水道部にて、切りかえると、  
水道部の人から、=これは、水道部の問題が  
発生した。=これは、水道部にて、申し立てられたい。







来りたりとされ水でも、二番以降の問題に  
 いたは、二中はいろいろ資料も求め、調査の必  
 要があるかと思はる。一番目は一の問題  
 を解決するに、給水を止められたいと  
 言う程の深刻な要請。要請に対しては、  
 市中、早急に相手側の手をうたわれたいと  
 申。大勢の事の人にせうかと、言う方の事  
 を考へたりするが、二の案については、委員会  
 ではない。どう言う形に知りたければ考へられ  
 ます。

建設委員会

特に一と二については、委員会を組織し  
 ても、水道部に対して、強く要請して欲しい。  
 いわゆる二の問題が解決するまでは、一と  
 二の方は、その陳情者の意思に添った形で、  
 強く要請して欲しい。

11 番

二と三。走程の水道部長の相談に上り  
 ます。一と二については、はっきりしては、考  
 へた人だと考へておられる。既に  
 二月一日を過ぎた。給水を停止する人だと  
 言う通告をうけておられる。考へた人は、  
 議会ではない。或いは委員会ではない。当事者  
 に対して、一と二を強く私は支持する。或いは  
 一と二の解決を早急に進めたいと考へて  
 言う程の深刻な要請に思われる。一と二  
 については、委員会ではない。水道部に対しては、考  
 へた人だと考へた。

建設委員会

此の通り、結論は之を以て人々が、  
 145に於いては、その様な陳情者の意思に添  
 うが、努力は、之を以てある程度水色取  
 り方も肉りやく之ら水取額をございする。  
 しが、委員会では、陳情の内容を採扱、不  
 採扱するものにおい、いわけをすべし、内  
 容を検討するに於いて、結論が否か  
 ありうるや、全体として、之うすべ  
 くだら、と言ふ凡うは、之を以て結論は之  
 におりせん、理由は、145は、意思  
 に添うが努力は、之を以てあり  
 する。

11 番

7番日以降に於いては、之を以て慎重に検  
 討するに於いて、之を以てお願ひす  
 るに、同様に、1番日以降に於いては、委員会  
 には、早刻相手方に於いて、之を以て解  
 決させ、之を以て今需要者の方を以て、今  
 通り、解決するに於いて、水を利用出来る、其の  
 理由と相手方の早目に於いて、之を以て  
 之を以て、之を以て要請は、之を以て、一亦  
 之を以て。

議 長

林 昭 11時44分

岡 南 11時45分

19 番

光程 20 番 11 番 議員のりの質疑の中、  
2, 3, 4 の項目に ついては、水道管理者の  
基本的な考え方、委員会では、10 月 21 日に  
10 月 21 日。

建設委員会

委員会では、ありやと立場から質疑が  
言いたい 10 月 21 日 10 月 21 日。  
10 月 21 日、水以上 審議が必要  
だとする関係、期限の延長をして、款金が  
いります。

19 番

特に、水道事業計画の中、或は他の  
業者の精神が、水道事業に ついて、  
10 月 21 日、10 月 21 日。

建設委員会

水道事業に ついて、

19 番

水道事業、10 月 21 日、10 月 21 日、

建設委員会

10 月 21 日、水道事業、10 月 21 日、  
水道事業、10 月 21 日、10 月 21 日、  
水道事業、10 月 21 日、10 月 21 日、





19 番

先日は「解」は 10 月 3 日、先日は 11 月 10 日  
は 10 月 3 日、先日は 11 月 10 日、十分慎重に検討し  
ておく必要がある。  
先程休憩中の議長の取り計らいの中  
で、先程は 11 月 10 日、先日は 11 月 10 日  
と、先日は 11 月 10 日、先日は 11 月 10 日

議 長

休憩 11 月 10 日 (午前 11 時 50 分)  
再開 11 月 10 日 (午前 11 時 51 分)

20 番

先程、委員長からのご報告に 5 分、1 番  
と 5 番、11 月 10 日、先日は 11 月 10 日、十分慎重に検討し  
ておく必要がある。  
先程は 11 月 10 日、先日は 11 月 10 日、十分慎重に検討し  
ておく必要がある。  
先程は 11 月 10 日、先日は 11 月 10 日、十分慎重に検討し  
ておく必要がある。  
先程は 11 月 10 日、先日は 11 月 10 日、十分慎重に検討し  
ておく必要がある。

水道部長

10 番に申し上げます。遂に決まらぬ思い  
です。私達もそれに従って決まらぬ思い  
です。先程は 11 月 10 日、先日は 11 月 10 日、十分慎重に検討し  
ておく必要がある。  
先程は 11 月 10 日、先日は 11 月 10 日、十分慎重に検討し  
ておく必要がある。









おつがなしくいひの歌をうたう。

20 番

200米もかかるといふ、おかしな話。やう言  
うのがありまう。

水道部長

話の面白いところ。私もまだはか  
りません。やう言ひ話しかありまう。

20 番

後折が敷設してはらう。すべし採り

水道部長

後折のすべしは。200米をたか  
すわ。

20 番

うい。

水道部長

うい。200米をたかすわ。

20 番

あすは。あすは。あすは。

水道部長

おかし。=水を押す。私達はよく手  
を打つておれまう。

20番  
11月11日 10月31日

水道局長  
この言の段階だから、11月11日 10月31日

20番  
話し合ふに、買ひ込み 10月31日  
11月3日 10月31日、売買契約の 11月3日  
10月31日





水道部長  
やっております。

20 着  
ビビビビです。

水道部長  
金清の先の方です。

20 着  
あれ一つです。

水道部長  
あれ一つはいいですね。今朝の範囲では。

20 着  
19着の通り、玉那覇の川を走ると天下の公道  
でなければ、その本署員が調べた範囲内では通っ  
ていられると聞いています。玉那覇の隣りは  
平地が広がります。金城の川が、たいてい  
です。そして米須水道の下の方に家が建てられ  
ています。あれ10棟ぐらい建つ可能性があれ  
です。この天下の公道はパイプは通っているとい  
われています。それらはどうですか。

工務課長  
代わってお答えいたします。勿論米須水道を  
の。給水の管線については、1軒1軒の申し込みに  
宜野湾市議会

や存して、四角に記入された段階で「軒」軒  
の調査はしてござりますが、市の配水施設  
の所々地域に対してはでるだけおの道  
部分に属する部分はやっていこうじゃあいかと  
いう所は内々お話しはやってござります。

20 着  
内々お話し。

工務課長  
はい。調査の段階ではおんや、ア、ア、ア  
アア。

20 着  
おんやアアアアア。それは4月1日おんやアアアア  
は不可能でおん。結論から言つて。

工務課長  
結論から言つて明日アアアアアは不可能で  
アアアアア。

20 着  
アアアアア不可能でおん。アアアアアアアアア。ア  
アアアア水道部はアアア。市民の立場に立  
つて、本会議も無視アアア。誠意アアアアア  
態度。アアアアアの問題が解決アアアアア  
をアアアアア。アアアアアアアアアアアアア。

工務課長

この問題に對しては、これは強く  
要望せらるゝと見えて居る。

20 着

要望の如何は努めて心款でしよう。

工務課長

それでは、その時迄に於いては、明のこ  
う期限は打ち切れると見えて居る。

20 着

もう一点、先程玉那覇議員の言かしてやり  
ましたが、その地域の本管通つて居りますか。

工務課長

玉那覇の住居の如何は、個人として  
存して居ります。

20 着

米須北道とこのタンクが外りますか、そこ  
は道路でござい。

工務課長

外れは通つて居ります。

20 着

取り直して、その地域に汲山の住居  
が外ります。その家も今後、その  
管轄内と見えて居ります。

存心であり、そのうちにはやらせて貰ふ  
は経費の節減を心がけておりますが、検討して  
おりますこととて通りですか。どこまで進め  
ていかなくやららん箇所あるかという点も  
皆さんはつかんでおいて下さい。

工務課長

そのうち、どこまでやらせてもらう。なしかにその  
うけつちの節減にはやらせてもらうとは思  
っております。とにかく水道部としても道路部分に  
延着が多くかかることはせめて改良の形でや  
っていただくようそのうちの内々の話はやっております。

20 番

そのうちを急いでどこまでやらせてもらう  
やらせてもらう。どこまでかは市の水道にひっけ  
つていくことになり、個人個人の経費が節減  
されるというところは明白ですと申しあげます。

工務課長

これは調査いたします。

20 番

もう一点お話しにお伺いいたします。  
水道部長の方から本会議にかゝるも色々  
申しあげた。経費の節減に於いて、今ある  
ところから市の水道にひっつて出ております  
年々何年かの施設が3ヶ月位前から6ヶ月位前  
に施設されるわけで、新工事とかの予定も、申し

いれ中を皆んとが指差して、さ指差業者が  
 来て、これは全部とりかえたいとやら言っている  
 うちに、婦人達が本当に一生懸命  
 訴えを出して、それでも取らないと、そんなこと  
 と言ったから市の水道部に行くと、  
 言われて、皆それの所に在り、お伺い  
 したところ、何十名かいらして、  
 おかしな話だ、という場合、  
 皆それの態度が、全く施設工業者と全く  
 同じような態度で、全然話に行かない  
 こと、これが直野津市の役所に行くと、  
 言われて、私は毎日呼ばれて、言われてい  
 る言われて、そういう点について、いれ中を  
 施設が配管されておりました、  
 いうことも、新しいものであり、十分使  
 用できるものであり、新しい水道工  
 事をして、いれ中を

工事課長

この方針を打ち出したのは、市内には  
 急に増えた喜友名地域で、  
 工事例が、いれ中を施設が不備  
 発生は、工事例が、いれ中を施設  
 不明確な点、と、それから、  
 喜友名地域、  
 工事例が、  
 地域の水道パイプに...

20 巻

課長、喜友名に、  
 課長、喜友名に、

